規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)

	規制・制度改革に係	系る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内	容	所管省庁	実施状況	進んだ取組・	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制·制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期			残された課題			
1. グリ	ーンイノベーション分野								
	道路への設置許可対象 D範囲拡大	太陽光発電設備について、道路構造及び交通の安全 に与える影響を勘案し、道路占用許可対象物件への 追加を検討し、結論を得る。	平成23年度 中検討·結論	国土交通 省	太陽光発電設備について、占用許可対象物件となるよう、所要の措 【 置を講ずることとした。		Δ	○早急に措置すべきである。	
2. ライ	フイノベーション分野								
		② 医療法人が他の医療法人に融資又は与信を行うことを認めることの必要性について検討する。		省	「医療機関債発行のガイドラインについて」(平成16年10月25日付厚生労働省医政局通知)を改正(平成24年5月31日付)し、医療機関債の購入により、剰余金配当禁止の趣旨に反することなく、医療法人が他の医療法人に融資を行うことを認める一定の条件を定めた。		0		
1		③ 法人種別の異なる場合も含めた医療法人の合併に関するルールの明確化や、医療法人が合併する場合の手続の迅速化について検討する。		省	「医療法人の合併について」(平成24年5月31日付 厚生労働省医政局指導課長通知)において、医療法人の合併に関するルールの明確化や、医療法人が合併する場合の手続の迅速化に関して通知を行った。		0		
	医師不足解消のための 牧育規制改革	基礎医学研究者を含む医師不足や養成数の地域偏在といった現状認識を踏まえ、医学部やメディカルスクールの新設も含め検討し、中長期的な医師養成の計画を策定する。	措置	省、厚生労働省	(文部科学省・厚生労働省) 基礎医学研究者を含む医師不足や養成数の地域偏在といった現状 認識を踏まえ、医学部やメディカルスクールの新設も含め検討し、と りまとめた論点整理について、国民の意見募集を実施。 医療提供体制の見直しの議論等の社会保障改革の動向を踏まえて 検討を進めていく必要がある。		Δ	〇「平成23年度措置」とされているが、平成23年12月の意見募集(平成24年1月締切)以来、検討会も開催されている様子がなく、検討状況が不明であり、まだ計画が策定されていない。	・中長期的な医師養成の計画を できる限り早期に策定するべき。
	医療行為の無過失補償 削度の導入	誰にでも起こりうる医療行為による有害事象に対する 補償を医療の受益者である社会全体が薄く広く負担を するため、保険診療全般を対象とする無過失補償制 度の課題等を整理し、検討を開始する。	検討開始	省、法務省	(厚生労働省) 平成23年8月に「医療の質の向上に資する無過失補償制度等のあり方に関する検討会」を立ち上げ、検討を開始した。 その後、平成23年12月に、同検討会にて、1、2についての検討が必要な論点を整理。 1. 医療事故に係る調査の仕組み等について 2. 診療行為に係る無過失補償の仕組みについて こ. 診療行為に係る無過失補償の仕組みについて、下成24年2月以降、「医療事故に係る調査の仕組みについて、下成24年2月以降、「医療事故に係る調査の仕組み等のあり方に関する検討部会」にて検討を行っている。 (法務省)		Δ	〇結論を得るまでのスケジュール が不明である。	・無過失補償制度の導入に向けてできる限り早期に結論を得るべき。
					(本が有) 厚生労働省において行われている上記検討会に参加している。				
		また、同制度により補償を受けた際の免責制度の課題等を整理し、検討を開始する。	平成23年度 検討開始		(厚生労働省) 同上 (法務省) 同上		Δ	同上	・免責制度の導入に向けてできる 限り早期に結論を得るべき。
7	市場導入促進に向けた制 度の整備		検討、平成24	省	平成23年度に、希少疾病用医療機器について、国内外の情報を収集するとともに、安全性データと有効性データ(非臨床、臨床、文献)を基に、患者のベネフィットとリスクのパランスを考慮し、承認審査を行えるかどうかについて、検討を行った。その結果を、「医療機器臨床評価ガイドライン作成事業報告書」としてとりまとめ、これを踏まえ、平成24年度には、希少疾病用医療機器の審査の在り方等について、検討の上、必要な措置を実施する予定。		Δ	〇措置がなされるまで引き続きフォ ローする必要がある。	

規制・制度改革に係	系る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容	所管征	実施状況	進んだ取組・	評価	問題意識	指摘事項
番号 規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要 実施	期		残された課題			
	診療報酬点数や保険医療材料の償還価格について は、平成24年度の診療報酬改定においても、関係学 会の要望や、業界との対話、価格調査等を踏まえ、引 き続き細分化や機能区分の適正化について検討を行 う。		「働保険医療材料の償還価格の在り方について、平成23年9月28日の中央社会保険医療協議会保険医療材料専門部会において、医薬品の償還価格については、平成23年8月24日の中央社会保険医療協議会薬価専門部会において以関係業界との意見交換を行った。【医薬品】・平成24年度薬価制度改革において、革新的な新薬の創出や適応外薬の開発等の促進を目的に、特許期間中の新薬のうち一定要件を満たすものに加算を行う「新薬剤出・適応外薬解消等促進加算」の試行を継続することを決定した。【医療機器】・平成24年度診療報酬改定においても、保険財政の重点的・効率的な配分を行うため、革新的な新規の医療材料については、イノベーションの評価を行うなど、引き続き適切な評価を行うこととした。具体的には、我が国における新規医療材料の開発や実用化に対するインセンティブを高めるため、補正加算の要件等について、新たな医療材料を開発する視点を考慮し、関直すこととした。また、我が国における医療材料の上市までの期間が欧米と比べ長いこと等の課題が指摘されていることを踏まえ、その改善を推進する観点から、有用性が高い新規医療材料について、一定の条件を満たす場合に、新規機能区分に追加してその有用性を評価する枠組みを試行的に導入した。		Δ	〇本件について厚生労働省は「〇」を主張。 〇措置の内容が試行実施との位置付けであり、引き続きフォローする必要がある。	創出·適応外薬解消等促進加算
施設・入所系サービスの再編	介護保険施設等の施設・入居系サービスと居宅系 サービスの在り方について、介護保険施設等の機能 中検討関 の現状と、「ケア付き住宅」の最近の動向を踏まえ、諸 外国の例も含めて調査研究する。				0		
3. 農林・地域活性化分野							
EU諸国からの牛、羊、ヤギ由来のレンネットの輸入禁止の解除	EU諸国からの牛、羊、ヤギ由来のレンネットの輸入禁 平成234 止について、解除に向け検討し結論を得る。 中検討・		労働 レンネットに関する海外の規制や製造方法、流通実態等を調査した上で、平成23年12月9日に輸入禁止の解除の方針について、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会伝達性海綿状脳症対策部会で専門家から意見を聴き、EU内での規制の状況等について追加調査が必要との指摘を受けたので、今後速やかに調査を行った上で、再度検討を行う。		Δ	○平成23年度中に結論まで至らなかった。追加調査を実施した上で、 早期に検討・結論を得る必要がある。	・EU諸国からの牛、羊、ヤギ由 来のレンネットの輸入禁止の解除 に向け、追加調査を行い、その結 果を検討しできる限り早期に結論 を得るべき。
の整備等	地域の魅力をいかした観光振興の観点から、河川景 平成234 観の形成・保全と治水上必要な諸基準との関係を定 検討開始 めた国土交通省「河川景観の形成と保全の考え方」 (平成18年10月)及び「中小河川に関する河道計画の 技術基準」(平成22年8月)に沿って良好な河川景観 の整備が進むよう、これらの周知徹底を図るとともに、 河川空間の景観や利用快適度を評価し、護洋、人道 橋等の施設の整備・管理にフィードバックする仕組み を検討する。		至通河川環境課長会議(平成23年8月1日開催)等において、国土交通省「河川環境の形成と保全の考え方」(平成18年10月)及び「中小河川に関する河道計画の技術基準」(平成22年8月)の周知徹底を図った。(実施済)河川空間の景観や利用快適度を評価する手法を検討し、全国約30地区において試行したところであり、引き続き、評価の積み重ねを進める。評価を積み重ねた上で、評価結果を施設の整備・管理にフィードバックできるよう検討を進める。		Δ	○今後の検討スケジュールが不明 である(特に、検討期限の明示がない)。	
業規制の見直し一旅行業 法 第3種旅行業者の適 用除外等 –	着地型観光の高まる中、地域自らが主催する募集型 企画旅行に関して、一定の条件の下に、旅行業法第 検討・結 3種旅行業者の適用除外や第4種として新たなカテゴ リーを創設するなど、消費者保護の観点も踏まえつ つ、地域のリソースを使いやすくする方策について、検 討し、結論を得る。		・通 着地型観光の促進のため、新たな旅行業区分の創設等を内容とする旅行業法施行規則の改正作業を行っているところ(平成24年7月中旬よりパブリックコメントの募集開始、平成25年1月施行予定)。		Δ	〇旅行業法施行規則の改正まで フォローする必要がある。	

		系る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容		所管省庁	実施状況	進んだ取組・ 残された課題	評価	問題意識	指摘事項
(13)	旅客船事業における航路 申請に係る届出範囲の拡 大	規制・制度改革の概要 平水区域内を航行する遊覧船や屋形舟に係る航路申請において、一定区域内に続ける航路変更に柔軟に対応できるゾーン管理の仕組みを取り入れるなど、弾力的運用の在り方について、検討する。	実施時期 平成23年度 検討開始	省	ゾーン管理の仕組みの導入に向けて、許可に当たっての安全審査を行う現場部署との間で、ゾーン管理の仕組みを導入した場合における湾内等の一定の限られた水域における安全航行の担保のため、安全審査にあたっての航路障害物、輻輳海域の航行、岸壁の使用調整等についての具体的な審査方法等を検討するため、平成24年6月から7月にかけて地方運輸局にヒアリングを実施した。地方運輸局へのヒアリング結果等を踏まえ、さらなる検討を行ったのち遊覧船事業者等の関係者との調整を行い、結論を得る。(平成24年度中)	7AC10/Surves	Δ	〇今後の検討状況をフォローする 必要がある。	
18	PPP/PFI制度の積極的 な活用	PFI制度の一層の活用を図る観点から、以下について検討し、結論を得る。 ① SPCの株式の譲渡	平成22年度 検討・平成23 年度結論	内閣府	SPCの株式の譲渡については、平成22年度に委託調査により関係者からのヒアリング等を実施し、平成23年度は改正PFI法との整合を図りつつ、検討を行った。 平成24年度中に、PFI株式・債権譲渡に関してガイドライン改正を行う。 平成24年3月27日にPFI基本方針を閣議決定したところであり、今後関係者の意見のヒアリングを踏まえ、ガイドラインの改正等に反映する。		Δ		・できる限り早期にPFI実務を概説するガイドライン等に、SPC株式譲渡制限緩和を反映するべき。
4. 7	アジア経済戦略、金融等分野								
4-	-1. 人材分野								
\$	我が国の介護福祉士の 国家資格を取得した外国 人が就労可能となる制度 の整備		逐次検討	厚生労働 省	EPAIC基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間延長について、「人の移動に関する検討グループ」での検討結果を踏まえ、「経済連携協定(EPA)に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」(平成23年3月11日閣議決定)により、平成20年及び平成21年に入国した候補者については、外交的配慮の観点から、特例的にあと1回限りの受験機会を得られるようにするため、一定の条件の下、滞在期間の延長を1年に限り、認めることが決定されたところである。 我が国の大学等を卒業し、介護福祉士等の一定の国家資格を取得した、EPAIC基づくが護福祉士候補者以外の外国人の受入れの可否については、EPAIC基づき受け入れた外国人介護福祉士の就労状況等を把握しつつ逐次検討しているところである。		Δ	○実施時期が「逐次検討」となって おり、引き続きフォローする必要が ある。	
4-	-2. 物流•運輸分野								
1	リターナブルパレット等の 関税免除手続の改善	リターナブルパレット等反復利用される容器について、環境面及び企業のコスト削減に資することから、普及に向け、輸出入時の免税手続についてより簡素化させる。具体的には、全ての種類に対してリターナブルパレットを一欄にまとめて申告する方法、提出書類の簡素化、提出書類の重複を防ぐための税関同士の情報の共有化と連携強化等につき、関連事業者の意見を踏まえ、検討し、結論を得る。	平成23年度 検討・結論	財務省	リターナブルパレット等に係る関税免除手続について、一欄にまとめて申告することを可能とするとともに提出書類の簡素化等を図ることとした。 具体的には、平成24年7月4日に「関税定率法施行令(昭和29年政令第155号)」及び「関税定率法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第101号)」等を改正し、同年10月1日より実施することとしている。		0		
2	認定事業者(AEO)制度 の改善	アメリカ、EU等の各セキュリティ対策(24時間ルール、10+2ルール等)が、我が国のAEO事業者について緩和されるよう、関係省庁間で適宜連携し、交渉を継続する。	逐次実施	経済産業 省、外務 省	(財務省、経済産業省、外務省) 我が国のAEO事業者に対するアメリカ、EU等の各セキュリティ対策 (24 時間ルール、10+2 ルール等)の適用緩和については、日米経 済調和対話などの2国間協議の機会を利用して協議を行っている。 (外務省) 平成24年4月の日米首脳会談の機会を捉え、グローバル・サプライ チェーン・セキュリティに関する共同声明を発出し、我が国のAEO制 度及びアメリカのC-TPAT制度の相互承認をさらに深化させていくこととした。		Δ	〇引き続き交渉の行方をフォローする必要がある。	

	規制・制度改革に係	系る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内	容	所管省庁	実施状況	進んだ取組・	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制·制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期	加昌省川	大 肥仏儿	残された課題	計画	印起忌戦	田间学供
3	業務の取扱いの緩和	直し後において、輸出申告後に船積港が変更された場合に、許可を受けている区域内と許可を受けている区域内と許可を受けていない区域内の手続について、「同一人から依頼を受けた通関業務その他税関官署に対する手続で相互に関連するもの(通関業法第9条ただし書)」として認める範囲の拡大や、通関業者が新たな区域に進出しようとする場合の手続の更なる簡素化等)につき検討し、結論を得る。	検討・結論	財務省	輸出通関における保税搬入原則の見直し後の営業区域外における 通関業務を行いやすくするための施策として、輸出申告後に船積港 が変更された場合に、その後の通関業務について、通関業の許可を 受けていない営業区域において行うことができるものとして認める範 囲を拡大することとした。 具体的には、平成244年6月29日に「通関業法基本通達(昭和47年3 月1日蔵関第105号)」を改正し、同年12月1日より、通関業の許可を 受けていない営業区域外において行うことが可能な通関業務の範 囲を拡大することとした。 また、通関業者が新たな区域に進出しようとする場合の手続の簡素 化を図るため、他の税関において適正に通関業を営む通関業者か ら新規許可の申請がなされた場合に営業明細書の提出を省略可能 とするよう、平成24年3月31日に「通関業法基本通達(昭和47年3月 1日蔵関第105号)」を改正し、同年4月1日より実施している。		0		
	経済連携協定に基づく特 定原産地証明制度の利 便性の向上	②原産地証明書システムの利便性の向上を図るため、平成22年度補正予算による「原産地証明書情報の電子的提供事業」の運用を進めるとともに、協定・交渉相手国との交渉・調整状況を踏まえて、更なる電子化の方策について検討する。あわせて、同様の利便性の向上を見込むことができる認定輸出者自己証明制度の導入を拡大していく。		経済産業 省	特定原産地証明書システムの利便性の向上のため、原産地証明制度改革検討会における産業界等との議論も踏まえ、当面は平成22年度補正予算による「原産地証明書情報の電子的提供事業」を実施することとし、また、認定輸出者自己証明制度については、同制度を導入した日ペルーEPA、日メキシコ改正EPAが、平成24年春発効されたところであり、今後も導入拡大に向けて努力していく。		Δ	〇検討結果である「原産地証明書情報の電子的提供事業」の実施について、引き続きフォローする必要がある。	
7	水先制度の改革	指名制トライアル事業の成果をフィードバックし、輪番制に捉われることなく指名制度が円滑に機能するよう、引受事務要綱の改善の順次実施等、市場環境の整備を図る。		国土交通 省	指名制トライアル事業が終了し、指名制が円滑に機能する市場環境の整備が図られた。 (このような環境整備を受けて、指名制度が開始されたが、指名制を利用した船舶の隻数が、平成23年度上期は指名制トライアル事業 実施期間中であった平成22年度上期に比べ約8割以上増えたこともあり、競争が不十分との意見が出されているとは聞いていない。)		Δ	〇本件について国土交通省は「〇」を主張。 〇指名制トライアル事業の結果、水 大人の競争は一定程度促進されたが、当該事業の終了を踏まえ、水 先人の競争を促進する新たな制度 を早急に構築することが課題である。 ※指名制トライアル事業の成果を めぐり、交通政策審議会海事分科 会において、荷主等から当該事業 の効果に関し、不十分との声が多 数あったところ。	
		水先人の養成について、質の高い新規参入者(特に3級水先人の増加)を奨励し、優秀な人材の安定的確保を図り、もって市場をより効果的に機能させるよう、OJTの促進等を図る。	逐次実施		水先人は平成22年度末で674人であった。平成23年度及び平成24年度において122人にOJT等を実施(実施予定者含む)し、この2年で約2割の新規参入者の確保が見込まれており、優秀な人材の安定確保が十分に達成されている。		Δ	〇本件について国土交通省は「〇」を主張。 〇引き続き水先人の質の高い新規 参入者の奨励についてフォローす る必要がある。	
10	航空交渉の多国間化	早期に首都圏空港を含むオープンスカイを実現し、国際航空ネットワークを拡大するため、東アジア・ASEA Nの各国を最優先に、戦略的かつ積極的に二国間交渉を推進する。また、こうした交渉を促進する観点から、多国間の枠組みの活用を検討する。	以降引き続き		国際航空ネットワークを拡大するため、東アジア・ASEAN各国を最優先に交渉を推進し、平成24年7月1日時点で、米国、韓国、シンガボール、マレーシア、香港、ペトナム、マカオ、インドネシア、カナダ、オーストラリア、ブルネイ、台湾、英国、ニュージーランド、スリランカ及びフィンランドの計16ヵ国・地域との間でオープンスカイに合意済みであり、戦略的に首都圏空港を含むオープンスカイを推進している。東アジア・ASEAN各国を中心に戦略的に首都圏空港を含むオープンスカイを推進してきたところであり、今後、アジアの国・地域以外にもオープンスカイの対象を拡大して取り組むとともに、オープンスカイを促進する観点から、多国間の枠組みが有効と認められる場合には、その活用を検討していく。		Δ	〇引き続きオープンスカイ推進のための交渉の行方をフォローする必要がある。	

規制・制度改革に 番号 規制・制度改革事項	係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容 規制・制度改革の概要 実施時期	所管省庁	実施状況	進んだ取組・ 残された課題	評価	問題意識	指摘事項
	国が管理する空港(大阪国際空港を除く)について、 平成23年度 航空系・非航空系の経営一体化と民営化等の具体的 方策について、検討し早期に結論を得る。	省 7	平成23年7月29日に「空港運営のあり方に関する検討会」の報告書が取りまとめられ、公共施設等運営権による民間への運営委託を主たる手法としつつ、民間の知恵と能力を活用する等により空港経営改革を推進することが示された。 にの提言を踏まえ、公共施設等運営権制度を活用して国管理空港等の運営の民間委託を可能とするための所要の措置を定める法案(「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案」)を平成24年の通常国会に提出した。(平成24年3月6日)		Δ	○本件について国土交通省は「○」 を主張。 ○法律施行までフォローする必要 がある。	
1	成田国際空港株式会社について、平成22年5月に取 平成23年度 りまとめられた国土交通省成長戦略における「これま で完全民営化の方向性が議論されてきた、成田国際 空港株式会社の経営の在り方については、今後、首 都圏空港における容量拡充の推移、全国の空港経営 の在り方に関する議論も踏まえ、成田空港のアジアに おけるハブ空港としての地位確立に向けて、民営化戦 略、手順が検討されるべきである」との方針を踏まえ、 今後、所要の検討を行う。	17 1 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17	検討に当たって踏まえるべき点とされている、首都圏空港の容量拡充に係る取り組みや。全国の空港経営のあり方に関する議論に関して、成田空港の容量拡充(年間23.5万回→年間25万回)、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案の国会提出、新関西国際空港株式会社の設立等が行われたところであり、これらの状況を見極のつ、手順等について検討を進めているところ。首が都圏空港の容量拡充、特に成田国際空港の30万回の実現に向けた具体的な取り組みや、空港運営のあり方検討会において示されたコレセッションについての制度の詳細、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案の国会の審議状況、関空、伊丹経営試統合後の新関西国際空港株式会社におけるコンセッション契約の議論の状況等を踏まえて、できる限り早期に結論を得る。		Δ	〇引き続き成田国際空港株式会社 の完全民営化に向けた検討の動き についてフォローする必要がある。	
空港発着枠の配分への市場メカニズムの導入 ①	国土交通省成長戦略における「羽田の発着枠の配分については、市場メカニズムの導入可能性を調査することを通じて、航空会社の事業展開の自由度を高めつつ、真に必要なネットワークの維持や競争環境の確保を通じた利用者利便の向上といった公共的価値も併せて実現できる手法について検討を行い、平成23年度中に新たな手法を確立した上で、平成25年度に予定されている増枠分の配分を行う」との方針を踏まえ、市場メカニズムの導入可能性について、検討し結論を得る。	省	発着枠配分への市場メカニズムの導入可能性については、学識者の協力を得ながら海外の事例等の調査を行うとともに、航空会社等の意見も聴取し、その課題・実現可能性等について検討を進めてきた結果、更なる検討が必要。今後、平成25年度に予定されている増枠分の配分の検討に向け、有識者等の幅広い意見も踏まえた上で、できるだけ早い時期に結論を得る。平成23年度までに、学識者の協力を得て、これまでの配分方法とその課題について整理を行うたともに、海外の参考事例の分析等を行うとともに、オークションモデルの設計等を通じて課題・論点を整理した。その結果、市場メカニズムとしてオークション制度を導入する場合、・スロットの財産権的な位置づけ、入札収入の使途の整理・従来は対価の支払いを求めていなかったため、航空会社のコスト増要因となる可能性・各航空会社が何通りもの希望する発着枠の組み合わせを準備しなければならないこと等、入札実施のために多大な作業と時間が必要等の課題が明らかになったところ。		Δ	〇閣議決定では、羽田空港の発着 枠の配分についての市場メカニズ ム導入を通じた新たな手法の確立 を平成23年度中に結論を出すこと となっていたところ、いまだ結論が 出ていない状況にある。	・羽田空港の発着枠の配分について、オークションモデルの設計等、市場メカニズムの導入を通じた新たな手法をできる限り早期に確立した上、配分を行うべき。
ビジネスジェットの利用促進に資する規制の見直し 13	・ 小型ビジネスジェット機によるチャーター事業に係る参 平成23年度 入基準及び運航・整備基準につき、国際民間航空条 約附属書に定められた国際標準への適合を前提とし、米国の基準を参考とした包括的基準を導入することを検討し結論を得る。また、包括的基準の導入の検討と並行して、関係者からの要望等を踏まえ、「機長に要求される資格」「耐空性の確認」等の個別の項目について、順次、小型機のオンディマンドチャーターを対象とした基準の導入を検討し結論を得る。	省	我が国の小型ジェット機を用いた航空運送事業(チャーター事業)の 技術規制を見直し、国際標準への適合を前提とし、輸送の安全を確 にとした。 また、個別の要望項目についても、関係者との調整等を踏まえ、対 応について結論を得た。		Δ	〇引き続き、基準の導入をフォロー する必要がある。	
	我が国へのビジネスジェットの乗り入れ促進に向け、 平成23年度 申請手続の簡素化等の利用者負担の軽減策につき、 検討・結論 検討し結論を得る。	; t	外国の国籍を有する航空機の指定外空港における離発着に係る許可の申請期限については、原則、運航の3日前とされているところ、ビジネスジェットの乗り入れ促進のため、商用上緊急やむを得ない事由がある場合には、特別に申請期限を24時間前とすることとし、必要な制度の見直しを平成24年夏までに行うこととした。		Δ	〇引き続き、必要な制度の見直しを フォローする必要がある。	

	系る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容	所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号 規制・制度改革事項 CIQの合理化	規制・制度改革の概要 複数府省にまたがる人の移動に伴うCIQ業務(動植物 平成23年度 検疫を除く)に関し、少数の職員により対応が可能な 場合において、運航前の事前調整や到着時の手続の 迅速化など機動性・効率性を高めるための方策につ いて、関係府省が合同で検討し結論を得る。	法務省、 財務省場 厚生労働	(法務省、財務省、厚生労働省) CIQの各職員が常駐している空港(成田国際空港、羽田国際空港、中部国際空港、関西国際空港、新干歳空港、仙台空港、広島空港、福岡空港及び那覇空港)におけるビジネスジェットの運航前のCIQ官署との調整については、国土交通省に対する有償運送の許可申請と並行して、運航者又はそのハンドリング会社がCIQ官署に連絡することで差し支えないこととする。また、CIQ手続をワンストップで行うことができるビジネスジェット専用施設の設置を空港管理会社等が検討する場合には、ビジネスジェット搭乗旅客の円滑なCIQ手続のため、関係省庁合同で協力する。	TO SHAN	Δ	〇フライトスケジュールの事前届出の締切について、短縮化(3日前まで)を検討したとのことだが、引き続き、当該事項の公表までフォローする必要がある。	
	米国との間で、平成21年4月に締結した航空機材以外の分野(乗員資格、整備施設、シミュレーター等)には降継続実おいても、相互承認の協議を推進する。また、欧州等その他の先進国とも協議を推進する。	国土交通 省	米国との間では、平成21年4月に耐空性分野について締結した航空安全協定(BASA)を整備施設、乗員資格、シュミレーター等の分野にも拡大かく、あらゆる機会を利用してBASA拡大の早期締結に向けた働きかけを行うとともに、BASA拡大に必要な相手国の制度が自国の制度と同等であることを確認するためのプロセスを着実に進めているところ。欧州との間では、平成23年7月に開催された日EU運輸ハイレベル協議においてBASAの締結に向けた事前協議を開始することに合意したことを受け、平成24年1月に第1回事前協議を開催したところ。カナダとの間では、平成11年10月に耐空性分野についてBASAを締結しているところであるが、平成24年3月に開催された日加首脳会談において、両国航空当局間における航空安全促進のための相互協力の強化のための議論を開始する旨が合意されたことを受け、整備施設、乗員資格等の分野へのBASA拡大に向けた協議の開始について調整を行っているところ。		Δ	〇引き続き協議の行方をフォローする必要がある。	
沿海航行区域の拡大	(限定近海区域のうち、沿海区域に近い部分のみを航行する船舶の構造・設備要件を設定する。) 安全性を確保しつつ、沿海区域の部分的な拡大を検討開始、平成24年度結討し結論を得る。		関係者の要望を踏まえ、2海域について安全性の調査を行った。(平成24年3月) 関係者の要望を踏まえ、上記2海域に加え新たに5海域について安全性の調査を開始した。(平成24年7月)部分的な拡大の是非について関係者を含めた検討会を開催し結論を得る。(平成24年度中予定)		Δ	〇引き続き検討の行方をフォローする必要がある。	
	沿海資格船から限定近海船への変更を容易にするための基準の見直しを行う。 中級24年度 措置	国土交通 省	沿海資格船から限定近海船への変更を容易にするために見直すべき基準の項目について検討を行い、2項目を抽出した。(平成23年6月)抽出した項目について、沿海区域の部分的な拡大是非検討と併せた一体的な検討を行い、効果的な基準の見直しを行う。(平成24年度中措置予定)		Δ	〇引き続き基準の見直しに向けた 検討の行方をフォローする必要が ある。	
海上交通安全法航路における制限速力の見直し	海上交通安全法航路における速力の制限区間及び 制限速力の見直しにつき、技術的な検討及び所要の 調整を実施し、結論を得る。 第2 第4 第4 第4 第4 第4 第4 第4 第4 第4 第4 第4 第4 第4	省	本件については、平成23年度より、船舶の操縦性能、航走波による 小型船への影響、海上交通安全法適用海域における海難発生状況 等に係る情報の収集や分析を行っているところであり、平成24年度 は、これらの結果及び水槽実験による航走波影響の調査を実施して 得られた結果を踏まえ、学誕経験者等による検討を実施する予定で ある。また、当該見直しには漁業者をはじめとする海域利用者のコン センサスを得ることが必要であることから、これらの者からのヒアリン グも実施し、これらの結果を踏まえて、総合的に結論を得る。		Δ	〇制限速力の見直しについては、 検討はされているものの、いつ結論 が出るか分からない状況。	・速力の制限区間及び制限速力 につき、技術的な検討を踏まえ、 できる限り早期に結論を得るべき。あわせて必要な制度見直しも 行うべき。
空港の容量拡大、機能強化のための取組・推進	成田空港については最短で平成26年度中に30万回、平成23年度 羽田空港については最短で平成25年度中に44.7万回 へ年間発着容量を拡大するため、着実に取組を行う。 なお、首都圏空港については、上記取組により、向こ う10年間は需要を上回る供給が可能となることが見込まれるが、今後、インバウンド旅客の増加等により需要が更に継続的に増加する場合を見据え、更なる容量拡大、機能強化について、あらゆる角度から可能な限りの方策を総合的に検討する。	国土交通省	成田空港については、平成23年10月に導入した同時平行離着陸方式による管制の高度化等により、空港の年間発着容量を22万回から平成24年3月には25万回に増枠した。 羽田空港については、平成25年度末に44万7千回へ年間発着容量を拡大するために必要となる、国際線旅客ターミナル拡張のための事業契約の変更やエブロン等の整備などを着実に推進しているところ。 成田空港については、平成24年度中に27万回、最短で平成26年度中に30万回への年間発着容量拡大に向けて、同時平行離着陸方式の更なる効率的な運用に必要な装置及び誘導路の新設、エブロンの拡充等の施設整備を実施するとともに、容量拡大を背景にオーブンスカイを進め、国際線ネットワークを一層強化するとともに、国内フィーダー路線の拡充、LCCやビジネスジェットの対応強化等により、アジアのハブ空港としての地位を確立する。羽田空港について1、左記取組による年間発着容量の拡大に際し、国内線について2万回、国際線について3万回増枠を行い、国際線について3万回増枠を行い、国際線について3万回、国際線について3万の増枠を行い、国際線について3万の増枠を行い、国際線について1、現在のアジア近距離ビジネス路線のみならず、欧米や長距離アジアも含む高需要・ビジネス路線のみならず、欧米や長距離アジアも含む高需要・ビジネス路線を展開する予定である。		Δ	〇引き続き首都圏空港の容量拡大、機能強化のための取組・推進 の行方をフォローする必要がある。	

	規制・制度改革に係	系る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内	 容	所管省庁	実施状況	進んだ取組・評価	問題意識	指摘事項
番号	規制·制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期	DI E E I	大心(人)/L	残された課題	10 四起总献	扫刷争填
4-	3. 金融分野							
1	社債市場の活性化及び 国際化の推進 (社債以外の債務に付与 されるコベナンツ情報の 開示)	日本証券業協会「社債市場の活性化に関する懇談会」での議論を踏まえ、銀行の融資実務への影響に加えて投資家保護の観点から、必要な情報の開示が適切に行われるよう検討する。	検討、平成24	金融庁	現在議論が行われている日本証券業協会「社債市場の活性化に関する懇談会」での議論の結果を踏まえ、銀行の融資実務への影響に加えて投資家保護の観点から検討、平成25年3月までに結論を得る予定。		○検討の行方をフォローする必要 がある。	
2	社債市場の活性化及び 国際化の推進 (社債管理者の設置)	平成23年6月を目途に取りまとめを行うとされている 日本証券業協会「社債市場の活性化に関する懇談 会」での議論を踏まえ、社債管理の在り方について検 討を行う。	平成23年度 検討·結論	金融庁、 法務省	(金融庁、法務省) 日本証券業協会「社債市場の活性化に関する懇談会」において議論 が行われ、今後も同協会において引き続き検討課題の整理を行うこ ととされた。	Δ	○検討の行方をフォローする必要 がある。	「平成23年度検討・結論」とされていることから、早急に結論を得るべき。
3	デリバティブ取引規制の 運用 (清算機関(CCP)・取引 情報蓄積機関制度の細 目の検討)	国内清算機関と外国清算機関との連携に係る連携金融商品債務引受業の認可に際しては、金融商品取引法に定める認可審査基準に基づき、担保が、リスク管理や利用者利便の観点から適切な水準となるよう対応を行う。取引情報蓄積機関制度の細目については、関係法令の施行(平成24年11月が期限)までに、利用者の負担等も考慮して内閣府令において定める。		金融庁	国内清算機関と外国清算機関との連携に係る連携金融商品債務引 受業の認可実績はないものの、今後仮に当該認可申請があった場合には、金融商品取引法に定める認可審査基準に基づき、担保が、 リスク管理や利用者利便の観点から適切な水準となるよう対応を行う。 取引情報蓄積機関制度の細目については、利用者の負担等も考慮 しつつ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成22年5月 12日成立、5月20日公布、2年半以内施行)に係る内閣府令(案)に ついて、パブリックコメントを実施(平成24年4月27日~5月28日)。 平成24年7月11日公布、11月1日施行予定。	Δ	○閣議決定内容が確認できない。	○「今後仮に当該認可申請が あった場合には、金融商品取引 法に定める認可審査基準に基づ き、担保が、リスク管理や利用者 利便の観点から適切な水準とな るよう対応を行う力ためにどのよう な内容を決めたのか明示すべ き。
4	金融商品取引法に基づく単体財務諸表開示の簡素化	金融商品取引法に基づく単体財務諸表開示の簡素化については、会計基準のコンバージェンスの状況等を踏まえ、投資情報の有用性が損なわれないように留意しつつ、検討する。		金融庁	単体財務諸表開示の簡素化については、企業会計審議会で議論されているIFRS適用の検討項目として、企業会計審議会が公表した中間的論点整理も踏まえ、平成24年から、検討中。	Δ	〇検討の行方をフォローする必要 がある。	
6		株式会社企業再生支援機構(以下「機構」という。)による再生支援計画では、政府系金融機関や独立行政法人に一部債権放棄への協力義務を設けている。一方、機構による支援決定可能期間は限られている。このため、機構の支援決定可能期間後の私的整理支援を継続していく観点から、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法において設けられている事業再生ADR制度に、機構による再生支援における協力義務と同様の効果が確保できるよう、有効な方策を検討していくこととする。その際、まずは機構とも連携しながら、現在の制度上の課題と実態の把握を行う。今年度前半には実態把握を終え、所要の手当てを行う。	検討開始	経済産業省	株式会社企業再生支援機構とも連携しながら、私的整理の専門家の協会である事業再生実務家協会の協力を得て、現在の制度上の課題と実態の把握を行った。この調査により、ADRに関わる可能性のある7政府系金融機関のうち2機関を除き、債権放棄に関する規定があるとの結果を得た。この結果を踏まえ、残る2機関(福祉医療機構(信用保証協会)に対して、企業再生支援機構の再生支援計画でなくも私的整理が行われる場合には、債権放棄に協力できるか確認を行い、ニーズが判明した場合に対応できるよう検討を開始した。(※事業再生ADR制度が開始されて4年経つが、医療機関ないし、中小零細企業のADR実績はこれまでのところ皆無。) 更に、当該金融機関と調整をした結果、信用保証協会については、4月の段階で、事業再生ADRによる求償権の放棄が可能となった自の確認が得られた。福祉医療機構(所管の厚生労働省とも調整を行った)についても、7月中を目処に、事業再生ADRによる求償権放棄を可能とする内規改訂の整備を進めているところ。今後、仮に債権放棄に協力できないことが障害となる事例ないし、ニーズが判明した場合には、当該政府系金融機関の所管省庁とも連携して対応を行う。	0		

規制・制度改革に係	系る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容	所管省庁	実施状況	進んだ取組・	評価	問題意識	指摘事項
番号 規制·制度改革事項	規制・制度改革の概要実施時期			残された課題	ш		
異種リスクの含まれない イスラム金融に該当する 受与信取引等の銀行本 体への解禁	イスラム金融取引に該当する受与信取引等のうち、銀 平成23年度 行法に基づき銀行本体に認められる業務(以下「銀行 業務」という。)と実質的に同視しうる取引(銀行業務に 準じ、銀行業務との機能的な報近性やリスクの同質性 が認められる取引)の銀行本体における取扱いについ て必要な調査を行う。	金融庁	諸外国におけるイスラム金融に関する法規制等についての調査を 委託するため、平成23年12月に研究員の募集を行い、採用したとこ ろ。今後、当該調査の結果等を踏まえ検討を行う。		Δ	〇調査結果をフォローする必要が ある。	・できる限り早期に調査結果を公表するべき。
銀行の子会社の業務範囲の拡大(リース子会社等の収入制限の緩和)	リース子会社における収入制限規制は、リース子会社 の子会社を含むリース会社集団全体で判断すれば足 り、リース子会社から発生する中古物品の売買・保守 点検を専門に行う子会社については、当該リース子会 社の一部門と同視できる場合は、単体での収入制限 規制の適用を除外することも含め、リース会社集団内 において、効率的に事業が行えるよう規制の見直しを 検討する。	金融庁	リース子会社のリース業務で生じた物品の取扱いに限り、中古物品 売買や保守点検のみを行う会社を当該リース子会社の子会社として 保有することを認めることとし、平成24年度中に関係告示の改正を 行う。			〇関係告示の改正についてフォ ローする必要がある。	
9					Δ		
貿易保険関連分野(取引 信用保険)における民間 事業者の事業機会拡大 (再保険の引受け)	平成22年10月の事業仕分け結果(「特別会計の廃止 (国以外の主体に移管)」、「国家の保証等国の関与を 確保」、「移行のための適正な経過期間」及び「組織と しては独立行政法人日本貿易保険に一体化」)を踏ま えつつ、貿易保険制度の在り方を見直す。 なお、取引信用保険の民間事業者の事業機会の拡大 については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの 基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)を踏まえ、日 系海外子会社の第三国向け輸出について、日系損害 保険会社の現地子会社などからの再保険引受けを通 じて、独立行政法人日本貿易保険が貿易保険を引き 受ける新たな取組を今般前倒しで導入したところであ り(平成22年措置済み)、引き続きその積極的運用を 図っていく。	経済産業省	果(「特別会計の廃止」等)等を踏まえ、「特別会計改革の基本方針」 (平成24年1月24日閣議決定)において平成25年通常国会に法案を 提出することされ、関連法案の提出に向けた検討を行っている。 日系損害保険会社の現地子会社などからの再保険引受について は、平成23年10月、タイ洪水対策の一環として、現地日系企業のタ イ国内外向け販売代金回収リスクを広く対象とするなど一層積極的 に運用を行っている。		Δ	○貿易保険制度の在り方の見直し (平成25年通常国会に法案提出予 定)について、引き続き検討の行方 をフォローする必要がある。	
投資法人における「減資」 制度の導入 ③	欠損補てんのための出資総額の減少(減資)制度導入の可否につき、平成25年度までに行う投資信託・投 結論 資法人法制の見直しの検討及び制度整備の実施において、投資家保護、投資法人の導管体としての性質、ファイナンス手法の中での位置付け、求められるガバナンス等様々な観点に加え、税務会計上の取扱いと併せて総合的な検討を行う。	金融庁	平成25年度までに行う投資信託・投資法人法制の制度整備に向け、平成24年3月7日、金融審議会に設置した「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」において、本格的に検討を開始。7月3日までに8回の審議を行い、同日作成された中間論点整理において、導入に向けて事務的に検討すべきとされている。今後、同ワーキング・グルーブにおいて、年末まで検討が行われる予定。		Δ	〇検討の行方をフォローする必要 がある。	

規制・制度改革に係	系る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容	所管省户	実施状況	進んだ取組	評価	問題意識	指摘事項
番号 規制·制度改革事項	規制・制度改革の概要実施時期			残された課題		1,1,2,2,2,2	
4-4. IT分野							
光ファイバーケーブルの 部分開放ルールの整備 (引込区間の開放)	NTT東西が電柱から顧客(ビル等)の間に敷設する引 込線と他事業者の設備を電柱上の接続箱等で接続する場合など、新たな接続形態による接続要望につい て、具体的な要望内容、技術的な可能性及びNTT東 西に対する経済的負担の程度を踏まえた上で、光ファイバーケーブルの部分開放(アンバンドリング)に関するルールの明確化を図る。	総務省	平成23年3月に情報通信審議会に「プロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」について諮問し、平成23年12月の答申において、光ファイバの部分的な開放に係る技術的可能性、法的位置づけの整理、実現に当たり必要となるコストの特定等が必要となるため、まずは事業者間協議において具体的な課題を整理する必要があり、ルール化に向けて解決が必要な課題を整理すべく、事業者間協議を一層進めることが適当であるとの結論を得た。上記答申に従い、光ファイバの部分的な開放に係る技術的可能性、法的位置づけの整理、実現に当たり必要となるコストの特定等、ルール化に向けて解決が必要な課題を整理するため、事業者間協議が行われている。事業者間協議における当該課題の整理を受けて、総務省においてルールの整備を行う予定。光ファイバの部分開放については、NTT東西と要望事業者間の協議において、まずは実際の地中化エリアでトライアルを実施し実態を把握しながら課題整理を行うことが必要との認識が得られた。現在、NTT東日本と要望事業者の間で、トライアルを実施するエリアの選定など、トライアル実施に向けた具体的な方法等について検討が行われているところ。		Δ		・関議決定では「平成23年度検討・結論」とされており、早期のルール整備を行うべき。
	行政手続の簡素化の観点から、事業者の要望等を踏 まえつつ、申請業務の簡素化を実現すべく、検討し結 論を得る。	総務省	有線電気通信法上の電気通信設備の設置届出について、その手続の在り方について検討を行った。その結果、①有線電気通信法上の事前届出は、当該設備の安全・信頼性等を事前に確保する観点の手続であり、また、②工事の2週間前という期限は、有線電気通信法第7条の改善措置等の命令を行う必要があるかどうかを総務省が審査するのに最小限足りる期間として設定されているものであり、当該事前届出は必要最小限の規律として設定されているもので、本件については当面現状の手続を維持することが適当であるとの結論を得た。他方で当該設置届出については、申請業務の簡素化の要望が寄せられていることから、提出先である各総合通信局等を通じて実態の把握に努めつつ、手続の必要性や内容の妥当性等について、今後継続的に検討を行っていくこととした。また、電子申請への対応については、利用件数が少なかったことに鑑み、平成22年3月末の総務省全体の電子申請・届出システムの廃止時に受付を停止したところであるため、ひとまず現状では、状況を注視することが適当であるとの結論を得た。これらの判断については、担当部署において、有線電気通信法における手続の趣旨や意義、要望の内容、電子申請の利用実績等を踏まえて行った。		Δ		・有線電気通信法第7条は「設置 した者」を対象としていること、設 置が届出であることは、事前の審 査を行うべきではないことを本自 としているものと考えられる。2週 間前という期限についても、本規 定が本当に維持されるべき「必要 最小限の規律」であるか、外部有 識者を入れた検討を行うなど、再 検討すべき。
IP電話の品質基準の見直し	将来のIP網の普及を前提とした品質基準の在り方に ついて、我が国独自のものではなく、国際的に整合性 検討、国際標の取れたものとすべく、実際のユーザ体感品質(QoE) に係る国際標準化機関における標準化活動に積極的 に参画し、検討を進める。		我が国としては国際標準化機関における標準化活動に参画しているところであるが、未だ国際標準化の結果が得られていない状況。引き続き国際標準化機関における標準化活動に参画していく予定であるが、一方で、IP電話の品質基準に関し、ベストエフォート回線を利用する場合の適用の考え方について、情報通信審議会情報通信技術分科会IPネットワーク設備委員会に通信品質検討アドホックグループを開催し、第3回(5/30開催)までに通信事業者からヒアリングを行い、所要の検討を進めているところ。		Δ	〇引き続きフォローする必要がある。	
	ネットワークの品質や信頼性の確保が技術的に担保 可能である点を確認の上で、NTT東西への直接接続 だけではなく、他の電気通信事業者の網を介しての網 間信号接続が可能となるよう措置する。	総務省	平成23年5月に情報通信審議会に「携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方」について諮問し、平成24年3月の答申において、NTT東西の第一種指定電気通信設備との直接接続要件の見直しを行うことが適当であるとの結論を得た。 平成24年5月に情報通信行政・郵政行政審議会から「電気通信番号規則の一部改正」について答申を得て、同年7月施行。		0		
無線局免許状の管理・保 管の負担軽減 (4)	無線局免許状を電子化して交付する等、免許状の管理・保管の負担を軽減するための方策について検討し検討・結論 結論を得る。	総務省	無線設備(送信装置)の設置場所ごとに交付する免許状について、 多数の免許状を保有する免許人の管理・保管の負担軽減を図る観 点から、携帯電話用基地局等については複数の免許状を1の免許 状で交付を可能とする結論を得たところであり、電波法関係法令(省 令等)の整備を平成24年度中に行う予定。		Δ	〇省令改正をフォローする必要が ある。	

		系る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容	•	所管省庁	実施状況	進んだ取組・ 残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要 申請業務の簡素化・効率化の観点及び着実な無線局	実施時期 平成23年度	総務省	無線局の開局目的を135区分から9区分にすることとして、平成24年	7天で107に休息		○省令改正をフォローする必要が	
16)	素化	の監督管理の観点から、無線局の目的区分の大くくり 化に関して、検討し結論を得る。		TO SO E	3月30日に意見募集を行ったところであり、平成24年度中に電波法 関係法令(省令、告示等)の整備を行う予定。		Δ	b a.	
18)		携帯事業者等の間におけるネットワークシェアリング に向けた事業者間協議が円滑に実施できるように、事業者の要望等を踏まえ、課題解決に向けて更なる取 組を検討する。		総務省	平成23年3月に情報通信審議会に「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」について諮問し、平成23年12月の答申において、過去の答申においてローミングの例示的な形態を整理して明示することが事業者の予見可能性を高める観点からも必要とされたことを踏まえ、当事者が合意している場合にはローミングは許容されるさであるものの、一般的にローミングを繋務づけることは適当ではない旨の整理を維持すべきとの結論を得た。一方、同答申において、緊急通報ローミングについては、その早期の実現に向けて検討を行う場を早急に設けることが適当である自結論を得た。緊急通報ローミングに関する技術的な課題とその解決方策を整理した上で、緊急通報ローミングを実現する際の仕組みのモデル等に係る検討のため、平成24年3月に電気通信事業者による協議の場を設置した。		Δ	〇ネットワークシェアリングに係る事業者間協議のルールをあらかじめ 定めるなど、事業者間協議の仕組 みを引き続き検討すべきである。	
19	響に関するガイドラインに	ガイドライン(各種電波利用機器の電波が植込み型医療機器へ及ぼす影響を防止するための指針)の記載について、第二世代携帯電話サービス終了時に合わせて見直しを行う。	平成23年度 検討・結論	総務省	第三世代携帯電話による植込み型医療機器(心臓ペースメーカ及び除細動器)への電磁干渉試験の結果等を踏まえ、第二世代携帯電話サービス終了時(平成24年7月)に、携帯電話と植込み型医療機器の装着部位との距離をより短くする方向で、ガイドラインの見直しを行うこととし、現在、その記載内容について「生体電磁環境に関する検討会」において検討を行っているところ。		Δ	〇ガイドラインの見直しをフォローする必要がある。	・第二世代携帯電話サービスが 平成24年7月で終了したことを踏まえ、ガイドラインの見直しを早期 に行うべきである。
21	船級協会が交付する条約 証書の裏書業務の追加	無線設備に係る関係法制度の整備を踏まえ、貨物船安全無線証書は、国土交通省が裏書するだけではなく、船級協会でも裏書できるようにする。	平成23年度 以降できる限 り早期に措置	国土交通省	貨物船安全無線証書を船級協会でも裏書きできるようにすべく、船舶安全法を改正する法律案を平成24年2月21日に第180回国会(常会)に提出した。		Δ	〇本件について国土交通省は「〇」 を主張。 〇法律施行までフォローする必要 がある。	
22	限の在り方の検討	科学振興や技術研究等に資するため、著作物の活用 に向けて、学術用途の定義について検討を行った上 で、権利制限の対象とすべきか否かについて検討を 実施する。	平成23年度 検討・結論	文部科学省	学術用途における著作物の利用は、近年の技術の発展による多様化・複雑化・広範化しているため、その利用態様の実態把握及びその権利制限の在り方を整理することが必要であることから、権利制限の在り方を整理することが必要であることから、権利者及び利用者に加え、学識経験者及び文化庁により構成する委員会を設置し、審議検討を行った。委員会ではまず国内外の著作物の利用形態を踏まえて学術用途を定義し、実際の利用実態についてを持ったところ、利用者の求める要望は多様であることから、利用行為の目的を3つの類型(引用・素材としての著類型に応じた権利制限の在り方に関して検証を行うこととした。「引用」については既存の権利制限規定に該当する一方、「素材としての著質型に応じた権利制限の者以定に該当する一方、「素材としての著句をの利用」については当時提出されていた改正著作権法案により新たに権利制限が適用される場合には学術用途に限らず技術開発等において解決される問題であること(第180回国会において利力に対してが表しての利用については当時提出されていた改正著作権法案により、又「情報の共有を目的とする著作物の利用については権人ではない、「利用」について、該当する分野の者で作物の利用促進を図るできなあることとされた。平成24年度には、「情報作権の集中管理の進進をであることとされた。平成24年度には、「情報作権の集中管理の進進の可能性の検証を行うため、学術用途に係る著作権の集中管理の促進に関する調査研究(実証実験)を実施することとしている。		Δ	〇単に委託調査の結果が出ただけであり、文化庁としての結論は出ておらず、閣議決定に対する同庁の取組には疑問。またIT利活用時の著作権全体の話はIT戦略本部が担当していることから、IT戦略本部とも連携を図りたい。	に向けて、権利制限の対象とす べく検討しできる限り早期に結論 を得るべき。
4-	-5. 住宅・土地分野								
2		賃貸人による解約申入れ又は更新拒絶による借家契約の終了をめぐる民事上の紛争の適切な解決に資するため、正当事由が問題となった教判例の整理・分析等を行い、その結果をホームページで公表する等の情報提供を行う。	可能な限り速	法務省	法務省において、正当事由が問題となった裁判例の収集・分析等を行い、3月22日に有識者による座談会を実施した。座談会における議論の結果について、所要の整理を行い、6月中に雑誌(NBL978号,979号)に掲載して公表した。		Δ	〇本件について法務省は「〇」を主 張。 〇裁判例の整理・分析等を行い、そ の結果を情報提供するということに なっているが、座談会の内容を載せ ているにすぎない。また特定の雑誌 に掲載するという提供方法は、一部 の人しか見ることが出来ない。	ホームページなど一般的な情報 提供手段により公表すべき。